

平成29年度 第3回桑名市子ども・子育て会議

日時：平成30年2月9日（金）午後1時30分～

場所：くわなメディアライヴ2階 健康教育室

－ 会 議 次 第 －

1. 開会

2. 議事

(1) 桑名市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

(2) 小規模保育事業所の利用定員について

3. その他

4. 閉会

[配布資料]

- ・資料1 分科会での主な意見等
- ・資料2 桑名市子ども・子育て支援事業計画（平成29年度改訂版）（案）
- ・資料3 小規模保育事業所の利用定員について

○事務局（満仲氏） 本日は、御多用の中、会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、この会議は付属機関等の会議の公開に関する基準により、原則として公開することとなっております。なお、本日の傍聴人はございません。

さて本日は、委員22名中全員の方が出席いただいております。過半数に達しておりますので、桑名市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、まず初めに本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、足りないものがございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。

配布資料は、資料1、「分科会での主な意見等」、資料2、「桑名市子ども・子育て支援事業計画（平成29年度改訂版）（案）」、資料3、「小規模保育事業所の利用定員について」、となっております。

なお、大変申しわけありませんが、資料2の支援事業計画改定版について1ページだけ差し替えがございます。本日、机の上に資料2の5ページのみ配布させていただいておりますが、訂正箇所については、後ほど担当から説明させていただきますのでよろしくようお願いいたします。

また、「桑名市子ども・子育て支援事業計画」も御持参していただいていると思いますが、足りない資料等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、会議開会に当たり、松岡委員長から御挨拶をお願いいたします。

○松岡委員長 皆様、こんにちは。昨年も大変お世話になりました。引き続き今年もよろしくようお願いいたします。

今、29年度の間見直しということで作業さしていただいて、前回の会議でも分科会に分かれてたくさんの意見をいただいたという段階です。そして、それを反映しまして見直し案ができてくるのですが、そのときも感じたのですけれど、数値で見える部分と、それから数値はこうなのだけれども実態、内容はどうなのだろうというところの議論というのも出ていたかと思うのですが、そういうものをどう反映していくかというのが、実は一番難しいところかなあというふうに思います。

この会議としては数値だけではなく、市民の皆さん、そして子育てしておられる方々

の実際の御意見をできるだけすくい上げながら、実態に即した見直しという計画について進めていきたいなということを思っております。

それと2月初旬に、政府の案が子ども・子育て支援計画の改正案というのが出ていたと思います。新聞にも出ていたのですが、そこに出されていた部分というのが、待機児童対策ということで、従来では多分考えつかなかったというようなことだと思いますが、越境入園といって、その市町村で引き受けられない子たちを隣の近隣のということも政府は考えているようで、それだけ大都市の待機児童というのは、大変シビアな状況だということも聞いています。それが、桑名市にどうかとはいうこともありますが、いろいろ広い視野に立ってこれから計画というものを立てていくという必要もあるかなと思います。

その改正案で、もう一つ出されているのが企業の支出金のことで、企業の主導型の保育所をつくっていくという、この大きな改正案というのは2つありますのでそれも含めて動向を注視しながら、桑名市としてはというところを皆さんとともに考えていきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○事務局（満仲氏） ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事進行については、松岡委員長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松岡委員長 では、始めさせていただきます。

お手元の資料も確認させていただきましたので、事項書に沿って行いたいと思っております。時間ですが、いつもどおり2時間ということで3時半に終了ということ念頭に議事を進めてまいりたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、きょうの会議では前回の分科会でたくさんの貴重な御意見をいただいて、それを反映するという形で事業案の見直しというものを進めさせていただくようです。その内容につきまして、事務局から説明をこれからさせていただくのですが、たくさんの方を一度にやると、なかなかきちんと理解というのが進まないかなと思いますので、私のほうで説明を幾つか切らせていただいて、その都度気になった点、それから確認したい点、質問があれば何うというスタイルでやってまいりたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

では事務局のほう、説明をお願いいたします。

○事務局（満仲氏） 私のほうから説明をさせていただきます。

教育環境整備室の満仲でございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず資料1「分科会での主な意見等」をごらんください。

1 1月に開催されました分科会で見直されました、見直し案に対する意見等を抜粋して記載させていただいております。内容につきましては、御一読いただければと思いますが、分科会では、中間見直しに対する意見以外にも、市のさまざまな施策に対する御意見も頂戴しております。これらの御意見につきましては、各担当課において、今後の事業の参考とさせていただき、事業内容や周知方法の見直し等を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2「桑名市子ども・子育て支援事業計画（平成29年度改訂版）（案）」をごらんください。

今年度、見直しを行っております、支援事業計画の第6章について、改訂版として別冊にまとめております。

3ページをごらんください。3ページには、支援事業計画から「計画の位置づけ」「計画の期間」「計画の進行管理」について再掲させていただいております。2の（2）には「中間見直しの実施」として平成27年度、28年度の各事業の実績値の計画の量の見込みを比較し、数値が乖離している事業については、子ども・子育て会議の意見を聞き、平成30年度、31年度の「量の見込み等」の見直しを行っております、と記載しております。

続きまして4ページをごらんください。前回の会議時にも資料としてお示ししましたが、桑名市の子どもの数として、計画上の推計と実際の統計を対比させた表を掲載、記載しております。

次に5ページをごらんください。5ページ以降につきましては、各担当者から順次御説明させていただきます。先ほども申しましたが、平成30年度、31年度欄の網掛けしてある箇所が中間見直しを行った箇所となります。元の計画の数値を上段に、見直した数値を下段にし、2段書きとして掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、各担当者から説明をお願いいたします。

○教育環境整備室（辻井氏） 教育環境整備室の辻井です。

私のほうからは、5ページ（1）教育・保育の量の見込みと確保方策の主に1号認定、幼稚園利用者の見込みについて説明させていただきます。

こちらのほうで一部数の訂正がございまして、差しかえをお願いいたします。訂正箇所は、図表6-4の平成27年度の1号認定の実績値を1,785から1,860に、平成28年度の1号認定の実績値を1,829から1,902に、平成30年度の確保方策②特定教育・保育施設の当初計画数値を669から660に訂正いたしました。大変申しわけありませんでした。

では、差しかえのものをごらんください。

幼稚園利用者については、1号認定と、共働き家庭など2号認定を受けられるものの、幼稚園の利用規模が強い場合を合わせて、量の見込みと確保方策を行っております。ここでは、新制度に移行していない私立幼稚園や認定こども園に移行した場合の1号認定の数もこの枠組みに含めております。

では、量の見込みについてです。

当初の計画では、幼稚園利用者は子どもの数の推計に合わせて減少していく見込みでした。しかし、実際の子どもの数は、計画値ほど減少していないという現状であり、また幼稚園利用者の実績値は平成27年度から29年度にかけて増減している状況でありますことから、見直しを行いました。

見直し案は、分科会にていただいた御意見を参考に、平成27年度から29年度までの実績値において3、4、5歳の人口に対する就園率を算出し、3年間の就園率の平均値を、あらかじめ予測した今後の人口の推計に掛け合わせて30年、31年度の量の見込みを算出しました。

数値としましては、30年度の量の見込みが、計画値が1,721人のところ1,798人、31年度は計画値が1,666人のところ1,753人に見直しをしたいと考えております。

次に、確保方策についてです。

計画策定時と同様に、幼稚園の利用者の確保方策は、②の特定教育保育施設については、利用定員数で、③の新制度の枠組みに入らない幼稚園については、認可定員数で確保を図っております。

計画値では公立幼稚園の再編を踏まえ、確保数を計上しております。

今回の見直し案では、それに加え、私立幼稚園1園が新制度に移行するに当たり、実際の利用人数に合わせて利用定員を設定したため減少したことや、私立保育園2園が、今後認定こども園に移行するに当たり1号認定の枠を設けることで、増となることを踏まえて設定しております。

修正案としましては、計画値に比べ、量の見込み数が増え、確保方策が減ってはおりますが、おおむね確保は図られているという予測になっております。

幼稚園の利用については以上です。

○保育支援室（荒川氏） 保育支援室の荒川です。座って失礼いたします。

引き続き5ページをお願いします。2号認定と3号認定の量の見込みと確保方策の見直し案について御説明させていただきます。

まず、2号認定とは保育の必要がある3、4、5歳。3号認定とは保育の必要がある0、1、2歳児のことを言います。

2号認定、3号認定の量の見込みは、入所希望者数になります。今回、実績値と量の見込みを見直すとともに、確保方策も現状に合わせ、見直しを行っております。

まず、見込みでございますが、1号認定と同様に算出した数値と、現段階での平成30年4月時点の在籍数、それから平成29年度2月までの入所希望者実績数を参考にいたしましたところ、2号認定は減少傾向、3号認定は微増傾向が見られました。

そこで、2号認定については平成28年、29年の入所希望割合の平均から見込み、3号認定は、平成29年度の2月時点の希望者数を見込み数といたしました。

次に、確保方策ですが、平成30年度では2つの私立保育園が認定子ども園に移行すること、そして小規模保育事業所が開設されることなどにより、3号認定の枠が広がります。

保育所は、施設の面積と保育士の基準を満たせば定員以上受け入れが可能であることも鑑み、また0、1、2歳児は保護者の保育の理由として、妊娠出産の理由による短期間入所や、また保育理由が就業から育児休業にかわることで途中退園するなど入れかわりがあり、1年を通すと定員は、実際の受け入れ数を上回るという現象がございますので、これまでの実績値を参考に見込みました。

それでは、30年度の①量の見込みをごらんください。2号認定、左記以外は当初1,370人を1,809人、3号認定の0歳児は166人を235人、1・2歳児は740人を995人といたしました。

次に、確保方策②特定教育・保育施設をごらんください。

2号認定は当初の1,723人を1,819人、3号認定につきましては量の見込みと同数の0歳235人、1・2歳995人とし、確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、31年度の2号認定の見込みは30年度と同様に希望者割合から、当初1,326人から1,766人にいたしました。その下、確保は30年度と同数の1,819人としています。

なお、3号認定につきましては、子ども数の減少はあるものの、依然として需要が微増傾向でございますことから、見込み、確保ともに平成30年度と同数としております。

以上でございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。

最初にも申し上げたように、少しずつ切って皆さんの御意見を伺うというスタイルにしますので、ここで一旦区切らしていただいて、ここまでのところで御質問、御意見、気になった点ございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。量が増えつつも確保の見込みは、今のところ、認定こども園や小規模型のことでまかなえるという事でよろしいですね。

はい、ありがとうございます。

では、続きの説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

○事務局（大平氏） はい、6ページのほうから説明させていただきます。

健康推進課の大平と申します。よろしく申し上げます。

まず（1）妊婦の健康診査についてです。こちらは、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠出産できる体制を確保するため、実施しておりますが、こちらにつきましては、量の見込みに関して、子どもの数が少子化傾向にはあるけれども、予想よりも減少数が少なかったということもあり、実施の人数が見込みを上回っているため、実績の数を踏まえて見直しを行っております。

受けていただいた30年度ですけれども、健診の受診人数を980人から1,090人に、それから平成31年度は950人を1,070人としています。1人当たり受けていただく健診の回数は14回。こちらはそのまま維持としております。

また、延べ健診回数は、平成30年度は13,720人を15,260人に、平成3

1年度を13,300人から14,980人としております。

続いて赤ちゃん訪問です。乳幼児の家庭についての全戸訪問になりまして、4カ月までの乳幼児がいる御家庭に訪問をさせていただいているものです。

こちらにつきましては、先ほどの妊婦の健診と同様に、実施人数が見込み人数を上回っているために、実績値を踏まえて見直しを行っています。平成30年度を940人から1,050人、31年度を920人から1,040人としております。

続きまして(3)の養育訪問支援事業につきましては、分科会のほうからも件数よりも、必要な支援が必ず届くようにしていくようにという御意見をいただいているところなのですが、こちらの実績値に増加が見られておりましたので、こちらの実績を踏まえて見直しを行いました。

平成30年度の家数数が55件から58件、延べの件数につきましては150件から155件、平成31年度は55件から60件に、延べ件数につきましては150件から160件にしております。

以上となります。

○事務局(中村氏) 続きまして、子ども未来課の中村でございます。座って失礼いたします。

7ページをごらんください。まず、(4)の利用者支援事業につきまして、現在の子育て支援センター「キラキラ」と「ぼかぼか」に子育て支援コンシェルジュを2名、市役所の子ども未来課には、保育コンシェルジュ1名配置しており、中間見直しは行っておりません。

次に、(5)の子育て支援センター事業につきまして、当初計画では、人口の減少を見据えて量の見込みは年々減少していくと予測していましたが、子育て支援に対するニーズは高く、旧桑名地区におきましては、ますます増加傾向にあるということで、平成29年度には桑陽保育所内にありました子育て支援センターをイオンモール桑名へ移設しました。利便性も向上していることから、利用者数は今後も増加すると考えられます。

子育てに対する不安とか孤独感を軽減するためにも子育て支援センターの役割は、非常に大きく、今後も利用促進を図っていくことから、旧桑名地区の量の見込みについては、29年度の数値をそのまま据え置いたところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。では、資料2の6ページ7ページ、今説明をいただいたところについて御質問、御意見等あればお願いをいたします。

いかがですか。何か気になった点とかあればですが。よろしいですか。では次にまいると思います。ぜひ何か気になるところ、確認したいところ等ありましたら、御意見をお願いいたします。

事務局、次の説明をお願いします。

○事務局（伊藤氏） 子ども未来課保育支援室の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは資料2の8ページ（6）一時保育、ファミリーサポートセンター事業についての見直し案について御説明をさせていただきます。

一時保育及びファミリーサポートセンター事業の量の見込みにつきましては、計画では、平成25年度の実施のニーズ調査をもとに、一時保育の希望者数と利用見込み日数を参考に量の見込みを算出しておりました。

しかしながら、平成27年度に子ども子育て支援新制度がスタートし、保育の条件等が緩和されたことにより、一時保育よりも保育所入所が増加した傾向もございます。

このようなことから、現在、量の見込みと実績値に大きな差が生じていることから、見直しをさせていただいたところでございます。

まず、一時保育の利用状況は、平成28年度実績で実利用人数は646人で、人口から見た一時保育の利用率は、13%となっております。また、1人当たりの平均希望利用日は年間8.9日となっております。平成30年度以降も4ページの実際の子どもの数の推計から子どもの数が減少すると予想されるものの、現在の需要を鑑み同様の利用率で推移しますと、利用人数は30年度で611.5人、31年度で598.3人となり、1人当たりの平均利用日数を乗じますと、量の見込みは、それぞれ30年度が5,443人、31年度が5,325人となります。

また、ファミリーサポートセンター事業についても実績値は、27年度から28年度は減少しておりますが、29年度見込みは2,000件近くに達することが予想されることから、量の見込みは30年度31年度とも2,040人と推計しております。

このようなことから、計画値の量の見込みは、一時保育及びファミリーサポートセンター事業を合計いたしまして、平成30年度が7,483人、平成31年度が7,365人と変更いたしました。

また、確保方策においても、現在の1日の受け入れ可能数が38人であり、1年間の開所日数を乗じて、一時保育の確保方策は、平成30年度、31年度とともに8,390人に変更したところでございます。

一時保育につきましては、同一日の申し込みや、集中する時期もございますので、マッチングが難しい場合もございますが、今後も保育所で行っております余裕活用型の一時保育にてできる限り、利用者の方の意向に沿えるよう受け入れに努力をしてみたいと考えております。

続きまして、(8)延長保育事業については、計画数値と実績値に大きな差異がないことから、数字の変更はいたしておりません。

以上でございます。

○事務局（辻井氏） 教育環境整備室の辻井です。

(7)の一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）について説明させていただきます。

一時預かり事業の幼稚園型は、保護者の希望に応じて幼稚園の在園児を対象として預かり保育を実施する事業です。実績値は市内の私立幼稚園及び一部の公立幼稚園で実施されている在園児を対象とした預かり保育の利用者の延べ人数で示しております。

まず、量の見込みについてですが、平成27年度28年度ともに量の見込みに対して実績値が少なく乖離が生じているため見直しを行います。修正案は実績値より算出しました。公立幼稚園については27年度に3園、28年度に2園、29年度に1園、新たに預かり保育が実施され、30年度も1園預かり保育が実施される予定です。平成28年度の実績値が前年度に比べて増となっておりますのは、公立幼稚園の比較的規模の大きい2園で預かり保育が開始されたことが影響しております。

そこで、公立幼稚園の部分については、実施開始園の規模や、開始1年目に比べて2年目は周知が進むことにより実績値が伸びているという実情から、その上昇率を加味して算出しました。私立幼稚園5園については、27年度、28年度の実績値の平均値より算出しました。また、私立、公立の合計数に子どもの減少率を考慮して算出し、30年度を51,977人、31年度を50,780人へ見直したいと考えております。

確保方策につきましては、計画策定時と変更しておりません。

以上です。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。今、お二方の事務局からの説明について何か御質問、確認事項ございませんか。

○水谷委員 補足。

○松岡委員長 はい、お願いいたします。

○水谷委員 質問ではないですけれども、ちょっと補足で申し上げますと、ちなみに一時保育、一時預かり事業（在園児を除く）という6番と7番の一時預かり事業、8番の延長保育事業という、同じような言葉がいっぱい出てきますが、我々の中では6番を一時預かり事業一般型、7番を一時預かり事業幼稚園型と便宜上、呼んで区別をさせていただいております。

そして、この7番の一時預かり事業幼稚園型におきまして、実は、文科省も現在動いておる一つの課題が、2歳児における保育を幼稚園あるいは1号子どもを預かっているところの施設型の幼稚園において、実施をしようという案件がございます。それらが動き出してくると、この数字は飛躍的に動いてくる可能性もあるということを申し述べさせていただきますが、いかんせんまだ文科省から何の通達も来ておりませんので、申し上げることはできませんが、説明会は既に実施されておりますので、今後動いてくる可能性があるということで、お願いをいたします。

○松岡委員長 はい、水谷委員ありがとうございました。そういう動向もあるということ、事務局のほうもきっと把握はしていると思いますが変動もあるということをお願いをいたします。せっかくですので、ファミリーサポートの事業をしておられる秋山さんにこの見直し案を見ながら、ちょっと気づいたこともしくは何かありましたら一言お願いしたいと思います。

○秋山委員 ファミリーサポート事業は、希望者利用希望は増えているのですけれども、預かるほうのサポーターは減っている傾向にあるので、これからこの先どうなっていくのかとっても心配な事業ですけれど、この一時保育のほうで増えていったとありがたいなあと思うし、お母さんたちも安心できるのではないかと思います。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。確かにそうですね、預けたいというニーズはどこが担うのかというところで、実際ファミリーサポートセンターの担い手の不足ということは、ほかの市町も時々見聞きするところではございますので、そこら辺も市のほうで、ぜひぜひ預かってほしいというニーズに十分応えられるような人

材の発掘とかそういうものについて、ぜひ検討をいただきたいと思います。

○谷口副委員長 今の一時保育のところですけども、割と今の利用実績に合わせてというところで減っているのですが、一時保育の利用の条件というものについて教えていただきたいのですが。

○事務局（伊藤喜氏） 一時保育の利用の条件でしょうか。利用の条件は、特にありませんが、公立の場合ですと、仕事を週何日かしている方が定期的にお申込みをしている場合、あとはリフレッシュ希望の方とか、急に冠婚葬祭等ができたという場合にも利用でき、予約していただくという形になっております。

○谷口副委員長 ありがとうございます。お聞きしたかったことはそのことでして、割とほかの自治体では、リフレッシュが特にとても人気が高く、条件も少ないものですから、なかなか予約ができないということも聞いていました。もしかしたら桑名市は、リフレッシュ等を行っていないから減っているのかなというふうに思いまして、利用条件が狭いからなのかなと思ったのですが、そういうわけではないということですね。

ありがとうございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。ほかに何か気づいた点等ございましたらお願いをいたします。

いろいろな市の事業がファミリーサポートセンターもそうです、一時保育もそうなのですが、本当にお母さんたちにしっかり知っていただくということも、同時に進めていっていただきたいなと思います。今は、ペーパー式ではなく、いろいろなネット上の情報というのを、比較のお母さんたちは取りやすく、情報源になっていますので、その工夫も市側に求めたいなというふうに思います。よろしいですか。

では、次にまいります。次の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局（中村佐氏） はい、失礼します。子ども未来課の中村です。

9ページをごらんください。

（9）病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（病児・緊急対応強化事業）につきましては、病児保育の利用者が年々増えており、平成29年度からは新たに、はなまる病児保育所が開設されましたので、今後も利用者数は増加していくと予測されます。

当初計画の量の見込みと実績値には乖離がありますが、潜在的ニーズが高い事業であ

ることを踏まえまして、平成29年度計画値を30年度以降も据え置いています。また、確保方策につきましては当初の計画より1か所増加をしたということで、30年度以降の確保方策値を見直しています。

続きまして、(11)ファミリーサポートセンター事業(就学児)について、御説明させていただきます。当初計画は平成25年度に実施しましたニーズ調査をもとに算出しておりましたが、実績値と乖離が生じています。ニーズ調査はアンケート形式で行っているため、実際のニーズと隔たりがあったとも考えられますが、平成28年度実績値は前年度から増加しており、学童保育の利用数の増加によって、当事業の送迎等の利用も増加しております。

今回の中間見直しとしましては、後ほど御説明させていただきます(12)学童保育の児童数が今後も増加傾向にあることから、量の見込みにつきましては、平成28年度実績値の2,150人をベースとして、学童保育の毎年の児童数の増加率と同水準で増加するというものを予測して、平成30年度は2,478人、31年度は2,672人と見直しを行っています。

また、確保方策につきましては、ファミリーサポートセンター事業は地域においては、マッチングは難しいという課題もありますが、平成28年度には2,150人の受容に対応できたことを踏まえまして、平成30年度、31年度は2,478人、2,672人と量の見込みと同数の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局(清水氏) 子ども総合相談センターの清水でございます。

それでは9ページ(10)子育て短期支援事業の見直しについて御説明いたします。この事業は、児童を養育する家庭の保護者が病気や出産など、さまざまな理由により、一時的に自宅での養育が困難となった場合において、児童福祉施設へ7日間を限度に児童をお預かりするという制度です。

計画当初の量の見込みでは、横ばいか、やや減少を見込んでおりましたが、過去2年間の実績や今年度1月末までの実績に加えまして、仕事や育児疲れを理由とした相談も増加傾向にありますことから、今回の見直しにおいて平成30年度を62件から68件に、平成31年度を60件から71件に増加を見込みたいと考えております。

なお、制度の実施につきましては、児童養護施設や乳児院において一時的に養育を行

うものでありますことから、受け入れ人数には限りがありますので、今後も相談者のニーズや要望をしっかりと把握をした上で、他の制度も含めまして、最もふさわしいサービスを提供していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○松岡委員長 はい、ではこの9、10、11について今の説明から何か御質問、御意見等ございましたらお願いをいたします。

○松岡医師 はい。桑名医師会の松岡と申します。病児保育事業についてですが、全国的には病児保育といえますと、小児科の医療機関の関係で行うということが多いのですが、桑名は残念ながら小児科は関係しておりません。今回「はなまる病児保育所」が増設されたということについても、事前に医師会に御連絡なり御相談なりが一切なかったもので、今後もし病児保育を見直す、もしくは増やすというようなことがあれば、ぜひ医師会のほうに事前に御相談なりいただけるかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○松岡委員長 今回の松岡委員の御意見について、事務局でどなたかありますか。

○事務局（福祉部長） 先生がおっしゃいますように、特に子どもさんを預かっていますので、今後検討していく際には医師会のほうに御相談をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○松岡委員長 はい。今、各市町の病児保育は非常にニーズが高く、子どもの病気で休むとやはり仕事に影響しますし、だからこそ体調の悪い子を家に置くということも出てきたりして、この預かりやすさというのは非常に重要なと思います。

さらには、部長さんもおっしゃったように子どもというのは、やはり小児特有の変化をしていきます。本来であれば、桑名市で小児科医のところに病児保育が一個もないという事態が少々問題かなというふうに、少し私も思っているところがあって、ぜひぜひその点を配慮いただいて、市民の方々も小児科への信頼度というか子どもを小児科に診ていただくというお母さんがやはり最近は多いので、そのところは、しっかり対応していただく必要があるかなというふうに思います。

お願いいたします。ほかにいかがですか。

○秋山委員 桑名は名古屋にお勤めの方も多く、フルタイムで働いている方の帰りが遅くなると、病児保育が6時で閉まるとそれに間に合わないかもしれない。そのときにファミリーサポートセンターの方に病児保育に迎えに行ってくれないかというお問

い合わせがあって、私たちとしては一応素人なので、それはちょっとと思うのですが、お母さんは本当に困るだろうなと思うと、どうしようと悩むことがあります。そのあたりを出来れば、大きな病院の小児科のほうと関係をつけながら、延長のときはそこと連携しながら見てもらうとか、そのようなことが出来ないかなあと思います。

また、病児保育もお休みの日に働きに行くお母さんがいると、やはりファミリーサポートに預かっていただけないかという依頼が来ます。ファミリーサポートのサポーターは素人ですから、とてもそこまでは担えなくて、お断りせざるを得ないのですが、多分、働いているお母さんは病気が一番困ると思うので、その辺はやはり市の方でもちゃんと考えていただいて。ただ、本当は働き方として、休めるのが一番いいです。

本当は仕事を休ませていただけるのが一番良いのですが、市もそのあたりを少し考えていただかないと、結構たくさんの方がファミリーサポートのほうに回ってきています。素人で1時間700円という金額で、あとは全部ボランティアといった状況ですので、見ていただいている方に御負担がかかってしまうので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。事務局のほうこの意見も含めて、対応を前向きにさせていただければなというふうに思います。

これに関して、もしくは、ほかでも何か御意見がありましたら、はい、どうぞ。

○渡辺委員 先ほどですね、秋山委員からファミリーサポートのことで病児のご意見をいただいたのですが、私は、ファミリーサポートセンターで援助するほうになっておりますが、病児の子を自宅から病児保育をする施設へ送っていくのを担っております。送っていけるのだから迎えに行くのもできるのではないかなと思っいるのですが、ファミリーサポートセンターの援助会員は病児のことに関しても、余分に研修を受けて、病児のときは料金が少し違ったりとかっていうことで、病児に対応しています。

○松岡委員長 はい。

○秋山委員 送り迎えだけはしますが、そのあと子どもを預かったっていうのは聞かない話ですよ。

○渡辺委員 はい。預かるのも病気やその他いろんなことによって、対応が多分違って来るのかなと思うのですが、なぜかという、預けたいお母さんはたくさんいますが、預かる側が少ないですっていうこの問題をいかに解消するかというところでは、

なかなか子育て中の方は担えないかもわかりませんが、子育てが少し一段落したかなっていう方たちだったらできるかなというところもあるので、もう少し周知のほうもきちっとしていってもらえるといいかなと思います。

それから、10番のショートステイ事業の確保方策の実施施設ですけれど、これ預けたい人が送っていく場合に、とんでもなく遠いところまで送ってかなきゃいけないような名前が書いてあるのですけれど、果たしてこれが、確保方策として適切かどうかというところの見直しが必要なのではないかなと思います。

また、このショートステイにも、預ける場合にやはりたくさん条件があるような気がします。その部分のハードルをもう少し下げないと、本当に利用しなければいけない人が気軽に利用できるというところではないので、サービス事業というふうには言えないのではないかとも思います。

それから11番ですが、利用者数は確かに減ってきているのかもしれませんが、援助会員数が少ないということで、本当に利用したいと思っている人が、門前払いのような形で「援助会員がいないのでお断りします」というふうに言われた数は入っているのかどうかというところで、そういうところも含めて把握して、この見込み数を決めていく必要があるのではないかなというふうに感じましたので、よろしくをお願いします。

○松岡委員長 はい、今の点について事務局のほうから説明、この意見を受けてということがありますたらお願いいたします。

○事務局（清水氏） 子ども総合相談センター清水でございます。

御意見ありがとうございました。子育て短期支援事業の確保方策の施設ですが、県内の児童養護施設の乳児院が対象になっております。これは三重県中の市町から依頼がありまして、近いところからももちろん埋まっていくのですが、先ほど御指摘がありました近くがあいてなければ、だんだん遠くなっていくっていうことで、では市としては何もしないのかというと、そうではなく、相談者の状況に応じて、例えば免許がない方であったり、精神疾患の方であったり、送っていく時間がない等いう方に対しては、送迎ということも場合によっては行っております。

ただ、ほかのサービスのようには、積極的に何でもかんでも、誰でも使ってくださいという制度ではないところもございますので、なかなか周知というのは難しいところがありますが、先ほど申しましたように、ほかの子育て支援サービス、お預かりサービスとの兼ね合いも含め、より深刻な方を優先的に今後も対応していきたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

○秋山委員 その病児保育への送迎について、私たちは、本当はあまりしたくないのですけれど、依頼会員と援助会員は個人の準委任契約になるのですね。そうなってくると、マッチングの中で依頼会員が、どうしてもっていうときは、援助会員にお聞きして、「まあいつものお子さんだからちょっと無理します」ということもあります。だから、その辺で幅が出てきてしまう。でも、私たちとしては、あまりその幅を増やしていくと、専門性に欠ける人がそういうこととしていいのかというところもありますし、難しいところではあります。

それと、病児保育にお迎えに行つて御家庭に送るとというのが基本ですが、そこで「お母さんが帰つてこられないから預かつて」となると、病児保育の子は、熱がある程度高いお子さんなので、病後児保育のお子さんを預かることはありますが、なかなかその辺が、難しいです。

そして、私たちは養成講座として、今24時間の講座をしまして、それもハードルが高いと言われるのですが、24時間受けていても、よそのお子さんを預かるということはそれだけシビアな問題ですので、足りなくらいだと思います。ただそうすると、今度は援助する人が少なくなると言われますが、私は、都会の方でよくある、説明会だけで簡単に援助会員になっていただくという事は、私は恐ろしくてできません。やはり24時間4日間受けていただいて、ある程度の基本知識を持っていただくのと、受けに来ていただいた方のお人となりや、こちらのアドバイザーがきちっと見て、安心してお母さんにご紹介できるような事業にしたいと、質を問わず何でもマッチングすればいいのよってということではないと思っております。

それと、このごろは少し難しい依頼が入ってきて、それを優先したりということがあると、頑張つてちょっと待っていてくれるっていうお母さんが後回しになるってことがあります。お母さんの精神疾患とかシングル家庭とか非常に難しい例が多く、そういうところを少し優先してしまうということもありますので、マッチングにはなかなかうまく応えられていないかもしれません。

○松岡委員長 はい、そのような現場の声も聞けたかなと思います。渡辺委員よろしいですか。はい、ありがとうございました。

では、次にまいりたいと思います。次の説明を事務局のほうからお願いします。

○事務局（尾宮氏） はい、子ども未来課の尾宮でございます。

座って失礼いたします。私のほうからは、10ページ、11ページ、12ページをまとめて御説明させていただきます。

まず、10ページをごらんください。(12)学童保育(放課後児童クラブ)についてご説明させていただきます。

学童保育につきましては、当初計画におきまして、市内を9つの中学校ブロックに分けて計画を策定しております。当初計画におきましては、市全体で人口が減少し、少子化が進むと予測し、各地区の量の見込みについては、毎年、ほぼ横ばいか微増と算出しておりました。また、平成31年度の量の見込みにつきましては、需要のピークが過ぎると予測し、若干減少という形で当初は算出しておりました。

しかしながら、近年の核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等の理由によりまして、児童数は減少傾向にあるものの、実際の学童保育の需要は年々増加傾向となっております。

そして、このような傾向は、もうしばらくの間、続くものと予測しております。

したがって、今回の中間見直しにつきましては、ほとんどの地区において量の見込みの上方修正を行っております。

まず、〔1〕の成徳中学校ブロックにおきましては、平成27年度、平成28年度、29年度の4月1日現在の実績値については、39人、64人、74人と増加しております。30年度、31年度の量の見込みにつきましては、この実績値をもとに算出させていただいております。網掛けのところになりますが、30年度の量の見込みは83人、31年度は93人と見直しを行っております。

この見直し数値の算出方法について、第2回会議時の就学児支援分科会におきましては御説明させていただいておりますが、各学童の学年別の児童数の推計をもとに算出しております。

例えば、現在の小学6年生のお子様は次年度卒業いたしますので、その分はマイナスになりますが、1年生から5年生のお子様は新学年にスライドします。

当然、途中入所ですとか途中退所ということがございますので、各学童保育所、各地区の学年別の傾向を考慮し、翌年度の各学年の児童数を算出しております。

なお、従来は、高学年になりますと、例えば5年生6年生ぐらいになるともう学童はやめますよと、退所される方が多い傾向にありましたが、近年は高学年になっても退所する児童が減っております。このあたりも学童の児童数が増加している要因の一つと

考えております。

また、新1年生につきましてはこの入所者数が、年度によって全く異なっておりまして、非常に読みにくいところがございます。ですので、今回の算出につきましては、各地区の直近4年程度の新1年生の入所者数や増減数を考慮して、地区ごとに30年度以降の入所者数を予測しております。

これらの数字を積み上げて30年度、31年度の量の見込みを算出しておりますので、新1年生の入所見込み予測を除けば、おおむね大きく乖離するものではないと考えております。

確保方策につきましては、最初にお話ししましたとおり、学童保育は毎年需要が増加していることから、現在でも複数の地区において受け入れが難しくなりつつある状況がございます。資料10ページの真ん中あたり〔2〕明正中学校ブロックと書かれたすぐ上に、網掛けしてある部分で学童保育（放課後児童クラブ）の確保方策〔1〕～〔9〕共通という欄があると思えますけれども、市といたしましては受け入れが困難になると思われる地区につきまして、新規開設等による支援体制の強化や開設場所移転等による受入数の確保に順次努めており、厳しい財政状況ではございますけれども優先順位をつけて対応を行っております。

また、成徳中学校ブロックの真ん中あたりに実施事業所（平成29年4月現在）と書かれた欄があると思えますけれども、この中に記載しております「大成第2学童保育所日の本クラブ」とございます。この学童保育所につきましては、大成小学校区の学童保育の需要が増加したことに伴いまして、平成28年度に民間事業所が開設した民設民営の学童保育所です。このように地域によっては民間の運営団体と協議を行いながら支援体制の強化に努めている事例もございます。

働く御家庭等も増えていることから、今後もさまざまな手法により、入所希望者に対する確保方策に努めていく必要があると考えており、成徳中学校ブロックの②確保方策の30年度、31年度の数値につきましては、量の見込みと同数としまして、30年度は83人、31年度は93人としております。

以下も同様の考え方によって算出しており、次の〔2〕明正中学校ブロックにつきましても、実績値の推移をもとに、平成30年度の量の見込み及び確保方策を86人、31年度は95人に見直しを行っております。

〔3〕光風中学校ブロックにつきましては、平成27年度実績値から計画値を大幅に

上回っていますので、こちらにつきましても実績値の推移から、量の見込み及び確保方策とも、30年度は48人、31年度は51人に見直しを行っております。なお、備考欄に記載しておりますが、この地区では修徳小学校区において、平成27年度から放課後子ども教室が開催されております。

続きまして、11ページをごらんください。〔4〕の陽和中学校ブロックにつきましても、平成27年度実績値から計画値を大幅に上回っているため、実績値の推移から量の見込み及び確保方策とも、平成30年度は123人、31年度は126人に見直しを行っております。この地区につきましても備考欄に記載しておりますが、城南小学校区において、平成28年度から放課後子ども教室が開催されております。

次の〔5〕の正和中学校ブロックにつきましても、こちら平成27年度実績値から計画値を大幅に上回っておりますので、量の見込み及び確保方策とも、30年度は70人、31年度は75人に見直しを行っております。

次に〔6〕陵成中学校ブロックにつきましても、こちら平成27年度から計画値を大幅に上回っており、実績値の増加率も非常に高い地区となっております。実績値の推移から、量の見込み及び確保方策とも、30年度は187人、31年度は223人に見直しを行っておりますが、非常に需要が高い地域でもございますので、この30年度には「大山田東学童保育所じゃんぼ」と「じゃんぼⅡ」、こちらの2つの学童を集約しまして、大山田東小学校の敷地内にございますプレハブ校舎に移転をする準備を現在進めております。この移転により、大山田東小学校区においては受入確保数の増となること、また、大山田南小学校区においては、現在、定員に若干余裕があることから、今後の需要に対し、当面の間は対応可能と考えております。

次の〔7〕光陵中学校ブロックでございますが、9地区のうち、唯一、実績値が計画値を下回っております。しかしながら、この地域にも新興住宅地がございまして、学童保育を利用する児童数は、増加傾向にございますので、実績値の推移から量の見込みを、30年度は116人、31年度は119人に見直しを行っております。

確保方策につきましては、この計画には記載してございませんが、「大山田学童保育所コスモスクラブ」がこの30年1月から2つの支援体制に分割結成されております。また、星見ヶ丘小学校区においても、現在、定員に若干余裕があること等の理由により、今後の需要に対し、当面の間は対応可能であると判断し、確保方策の見直しは行っておりません。また、備考欄にございます放課後子ども教室の実施回数が週4日から週5日

に変更しておりますので、修正をしております。

続きまして12ページをごらんください。〔8〕多度中学校ブロックでございますが、こちらの地区も、平成27年度実績値から計画値を大幅に上回っているため、実績値の推移から、量の見込み及び確保方策とも30年度は58人、31年度は64人に見直しを行っております。なお、この地区の学童保育所の需要が増加したことに伴いまして、平成26年度には民設民営の「多度第2学童保育所」が開設されておりますので、追記をさせていただきます。

次の〔9〕長島中学校ブロックにつきましては、実績値が当初計画値を上回っておりますが、27、28、29年度の実績値が95人、143人、131人と若干上下に変動していることから、この地区につきましても算出方法はほかの地区と同様の算出方法により、量の見込み及び確保方策とも、30年度は139人、31年度は135人に見直しを行っております。なお、この地区につきましても、やはり学童保育の需要が増加したことに伴いまして、平成27年度に民設民営の「放課後児童クラブはなまる学童保育所」が、また平成28年度に「学童保育所ほっぷ」が開設されておりますので追記をしております。

続きまして、(13)放課後子ども総合プランの推進でございますが、放課後子ども総合プランとは学童保育、いわゆる福祉の視点で見る学童保育と、放課後子ども教室、教育の視点で見る放課後子ども教室の一体的または連携による実施及び小学校の余裕教室等を活用した実施について、教育委員会と福祉部局が運営委員会を設置して検討を行っているものであり、当初計画では31年度のそれぞれの目標事業量を定めております。学童保育につきましては、平成31年度の目標事業量を当初707人と算出しておりましたが、すぐ右側の備考欄でございますように、「目標事業量は(12)、学童保育の箇所の〔1〕～〔9〕の確保方策を集計したもの」であるため、先ほど御説明させていただきました学童保育の確保方策の数値の見直しによって、学童保育全地区の合計である998人に変更をしております。

10ページから12ページにつきましては、説明は以上でございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。ここまでで何か今御質問等ございますか。せっかくですので学童の代表の浅野さんとそれから子ども会の小竹さん、それから学童増加傾向であるとおっしゃっていた大山田東小学校の高井先生もお見えなので、そのお3人さんに少しずつ御意見いただきたいなと思います。まず、浅野さんお願いい

たします。

○浅野委員 皆さんこんにちは。浅野です。

御指名いただきましたので、今回のこの見直しに関してですが、実際皆様方、見ていただいたとおり、ニーズが非常に増えている状況で、子どもさんの数は人口的には減っているかもしれませんが、就学したお子様をお持ちの御家庭が、働く環境を整えるために学童の需要が非常に増えております。各地域においてもこれは正直違います。中学校のブロックによっても、新興住宅がまだできているところに関しては、小学校の子どもさんの人数自体も増えてきているところもあれば、逆に子どもさんの人数が減ってきているところもある。ただ、小学校の子どもさんの人数が減ってきて、これだけ学童の人数が増えるというのは本当に働く就業体系が変わってきているということで、その中で子どもさんをいかに安心して安全な場所にお預かりするかが、各学童さんの運営の問題点であるかなと思います。

本当に受け入れる体制を整えるというのは非常に難しい状況になってきていると思いますし、現在も市役所の担当部局には、非常に厳しい財政の中、頑張ってもらっているのかなと思っております。ただ、まだ今後ニーズもどんどん増えていきますので、各地域とも連携しながら各運営団体も努力する中で、市の担当部局も一緒に考えていただき、本当に子どもたちの事を考えていかないといけないのかなと思っております。

以前であれば小学4年生まで預かるという国の方針だったものが、6年生まで預かるという形に変わったところから、人数は増えてきていると思います。もう6年生なら家で大丈夫じゃないというふうに思われるかもしれませんが、県外から移住されてそのまま働かれている方であれば、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に過ごせないということで、頼れる親戚もいないという方もお見えになります。その中で学童というのは、非常にニーズがあるのかなとも思っております。

ですので、子どもたちどの子にとっても、安心して安全な場所で過ごせる。また、親も安心して仕事につけるといいうところも踏まえて、今後このあたりもしっかりと見直ししていただいた中で、さらに事業の継続等を考えていけたらと思います。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。では小竹委員、お願いいたします。

○小竹委員 子ども会の小竹です。実はですね、桑名市子ども会育成者連絡協議会を、長年しておりましたが、今年度をもって協議会は解散になる方向で進んでおります。これは予算の問題、補助金だけで運営をしておりますので、その補助金がもう来年度は予

算成立しないということになります。

また、会員の子ども会の数も年々減っておりまして、多分その背景には、リトルスポーツ少年団とか、ほかのPTA等の行事があるからなのか分かりませんが、そういった具合ですので、その分の予算を、こちらの学童保育のほうに少しでも使っていただけたらなと思います。

以上です。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。社会の動きなのですかね。親御さんも随分負担感をお持ちの方もおられるなんてことも聞きましたが。

○小竹委員 そうですね、行事が日曜日にあります。

聞くとところによると、スポーツ少年団は土日なので、両方はとても無理ということで、多分スポーツのほうが盛んです。子ども会というと、もう昭和の感じの延長で今までずっとやってきましたので、そういう世の中の変化、大きな時代の流れかなと思っています。

○松岡委員長 お疲れさまでした。ありがとうございます。では、高井先生のほうにも少し一言御意見いただけたらと思います。

○高井委員 大山田東小学校の高井です。本校現在850名の児童がおりますが、そのうちの100名を超える児童が学童の方でお世話になっています。そういう関係ですので、学校と学童との連携というのは非常に重要なことかなというふうに思っています。今回、学校の敷地の中へ移転をされるということで、学校の敷地も、非常に狭い中ですので、そのあたりもまた協力しながら運営していくのが大事かなというふうに考えております。

以上です。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。学童について3人の委員の方に御意見をいただきましたが、ほかにあればお聞きしたいのですが、はいどうぞ、お願いします。

○近藤委員 安永保育園の近藤です。よろしく申し上げます。

数字の設定のところ、保育園に通っていた子ども、2号認定の子どもというのは、実際保育が必要な子どもで、それが平成27年度実績値で2,010人と出ているのです。要するに、27年度の時点では3、4、5歳児で保育が必要だった子どもは2,010人いて、平成30年の今の確保数だけで捉えると、単純に2,010人全員働い

ているかはわからないですけど、それは基礎の数字になってくるのではないかと、僕は思うのですね。それで今、学童保育の平成30年度確保数の総トータルを計算すると、921人と出ているのですね。今、話を聞くと、921人というのは1年生から6年生までの数字で、実際その3年前にさかのぼると、平成27年度、2,010人の人が保育を利用していた状態。単純に引いたら千何人は仕事を諦められているのか、就労を短くされているのか、おじいちゃんおばあちゃんに見てもらっているのか、というような形になってくるかと思うのですけども、その辺の分析みたいなのは、どういうふうに捉えているのか。単純に毎年増えていっているんで、数字が増えますよという分析ではなく、実際、保育を利用している人は、小学校に上がった学童を使って仕事を進めたいと思うのは通常の状態、それに賄うだけの数字を用意するのが確保方策であったりや、目標であったりするのではないかと思うのですが、その辺の、要するに単純に保育を利用していた数字からここまで単純に計上していることの捉えは、どういうふうになっているのかという事をお聞きしたかったので質問しました。

○松岡委員長 はい、このことについて事務局のほう、返答をお願いします。

○事務局（尾宮氏） はい。ありがとうございます。今、委員からの御指摘がございましたように、学童保育の需要数を見込む中でやはり一番難しいのが新1年生、この子たちがどの程度入ってくるのかというのが非常に難しいということがございます。逆に1年生が入ってしまえば、おおむねその子たちが当然その後も引き継がれますし、若干の途中入所や、転入、高学年になってやめられる方もありますが、そこは誤差の範疇でもいけるのですが、1年生のところ非常に難しいというのは、もう御指摘のとおりでございます。

大変申しわけありませんが、確かに今回の数値におきましては、例えば保育所の現状のニーズですとか、あるいは1号、2号認定含めて、幼稚園、保育園の中で需要がどれくらいあるかというものから導き出したものではありません。やはり単純に、毎年の数値を比較してきますと、毎年必ずこの地区は増加しているかという、どんと落ちるときもありますので、そのあたりの分析というのが、なかなか非常に難しい。おっしゃられましたように、本当に仕事をやめられている可能性もありますし、小学生だからもう大丈夫だよと思っている部分もあるかもしれませんし、そこまで踏み込んでというところまでは、出来ておりませんので、例えば今考えておりますのは、また次の計画を立てていくときに、ニーズ調査等行いますけれど、そういったところで何かそういう分析を、

できるようなことがないかなということは、今、検討はしております。

○松岡委員長 はい。

○浅野委員 今回の補足という形で受け取っていただければいいかなと思いますが、我々学童運営側も、本当に来年度どれだけの1年生が入るかというのは非常に苦勞する部分です。来年度の予算立てや、場所や人の確保など困る部分もありますが、努めております。私も保育所に子どもを預けていた中で、小学校1年生に上がるときにやはり1年生の壁というのがありました。これに関しましては、本当に預けられるのかどうか、保育所のように夕方遅くまで、安心して仕事が出来る時間まで預かってもらえるのか、子どもが安心安全で過ごせる場所を確保できるかというのが、保護者にとっては非常に問題となります。

この人数が、保育所に通われていたお子さんが全て学童に行くかというのと、そこは各家庭の事情もあり、例えば自営業の方であれば、家に帰ってきますので、家で仕事をしながら子どもを見たり、1年生で宿題やっつきなという形で見たりという形もあります。それから、就労形態を変えられる家庭もあります。また、各学童説明会を開いて、「この学童はこういう方針でやっています御協力いただけますか」という学童保育所もあれば、「受け入れだけでオッケーです」という学童も正直あるかもしれません。説明会に来られた御家庭の保護者の方が、「あ、じゃあうちは預けようかな」とか、「これなら、ちょっと預けるのをやめておこうかな」など、様々な形態があります。例えば、ファミリーサポートを使って、習い事に行く等、色々な形態もありますので、確かに、来年度ニーズ調査を、どういうふうにしていくかというところも問題かと思いますが、一応、全ての人が学童に行くという事ではありませんので、このあたりの補足で、皆様方に知っていただければなと思ひまして、お話しさせていただきました。以上です。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。事務局のほうもこの御意見を踏まえて、計画の立案というのに反映していただきたいなと思ひます。ありがとうございました。

この学童保育のこと以外で、一旦ここで説明は終了しましたので、今までのところ何か御質問、もしくは御指摘等ございましたら、最後に少し時間ありますのでお聞きしたいなと思ひます。はい、加藤さんお願いします。

○加藤委員 はい、加藤です。数字の話ではなくて、今の学童の話。学童の入所の基準というのは、どういうふう基準を設けているのですか。例えば、保育園の場合は収

入であったり、いろいろありますので、学童の場合は、各場所によっても違うのでしょ
うけれども、何をもって学童に入れるのか入れないのかというのは、決めているのでし
ょうか。

○浅野委員 はい。保育所であれば、就業形態、就業証明書を出したり、ポイント制
という話も聞いたりもしますが、学童に関しましては各運営団体が基準を決めている状
況です。というのも、市から委託という形で事業をさせていただいて補助金をいただき、
実績報告をさせていただくという形をとっておりますので、各学童、私は自分のところ
の受け入れ態勢をとったりすることはできるのですが、ほかの学童さんはほんとに
運営団体によって違います。桑名市は公設、民設と建物はそれぞれありますが、運営規
模団体は民間が多いですが、我々は保護者会で運営をしております。このあたりですね、
やはり一事業の民間さんがされるところであれば、変わりませんが、我々保護者会運
営のところは毎年会長が変わっていくという形になりますので、その都度、運営方針が
変わっていく可能性もありますので、受け入れ態勢も変わっていく可能性もあります。
それで、正直定員というのがありますが、そこは非常に厳しい状況に今、市の担当局も
悩んでいるというところでもあります。

ですので、御答えとして、受け入れの態勢としましては、各運営団体によるというこ
とで。事務局、どうでしょうか。

○加藤委員 ちょっと疑問に思ったのが、確かに入れない人もいたり、一部で聞いた
のは運営団体と喧嘩したら入れてくれないとかありますよね。もう、そうなってくると
公的な部分ではなくて私的な部分に入ってきますよね。感情的な部分。だから、そうい
う話を小耳に挟んだときに、じゃあ基準は一体何をもって、喧嘩しようが何しようが基
準があるのであれば、その基準をほぼクリアすれば入れるのかなと、ちょっと疑問に思
いましたので。

○浅野委員 恐らく、基準は各団体が持っています。喧嘩して入れないということは、
うちでは正直ありませんので、そこは御答えしづらいところもありますが、基準は確かに
あると思います。ただ、そこに関して、やはり保護者の方の思いと運営団体の思いとい
うのは、全てマッチするかというと非常に難しいですし、保育所でも第1希望の保育所
に、全てが入れるかという難しい状況ではあると思いますので。ですが、その私的理
由で入れないというところを聞いて、そういうところもあるんだと、今ちょっとびっく
りしましたけれど。

本当に、運営の団体とそれから子どもさんを預けたい親も、子どもの安全な場所を確保したいという思いは一緒ですので、そこは話し合っただけで決めているのではないかなど。逆に、その入れなかった人はどうされたのかなど。何か預ける場所なり、何らかの確保ができたのかというところは、私は、運営者としては心配ですけれども。

○加藤委員 事例ですけど、鈴鹿まで送って行ったりとかしています。だから、保育園の話もあつたりいろいろするのですけども、行政が数字を読む中に、この基準っていうのも正直、補助金をもらっているということは、公的な機関の位置づけであるのであれば、同等レベルの基準を持つべきものであっていいのかなというふうに考えるのですが。

○浅野委員 事務局、お願いします。

○事務局（尾宮氏） はい。事務局側から御説明をさせていただきます。この学童保育というのは、いわゆる児童福祉法の第6条に定めております、放課後児童健全育成事業という事業なのですけれども、法の中では「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業という」となっております。ただ、この法律、法制度がされたのが、本当に最近ということがございまして、そもそも学童保育というのは、古くは昭和の時代からお母さん方が有志で、ボランティアで預かり事業をやっていたという事例も実際にあります。当然、近年新しい制度になってから始めた学童もありますけれども、いろんな形態で始まった学童を、今、国の制度にのせて、市としては委託している状況です。

先ほど浅野委員も言われましたように、では基準は何かと言われますと、保育所に比べると正直、明確なものがないというのが実態です。小学生のお子さんで、親が働いていたら、福祉の視点で生活の場を与えるということで、利用できるということになっていきますので、正直、例えば御家庭の収入がいくらであるとか、どういう状態であるかというところまで踏み込んで基準を設けるということは、現時点では国からも指示されておられませんし、市としてもしておりません。それは先ほど申しましたように、過去からの経緯でずっと受け入れをしていただいている団体もございまして、今、急に厳しい縛りをつくるのかどうかということもあります。ですので、各学童の裁量の中で受け入れをしていただいていますから、ひょっとしたら、例えば就労形態がパートの方で、本当は夕方5時ぐらいに帰ってくるけれども学童で預かってほしい等、そういう方も見え

るかもしれませんが、そこは良くも悪くもちょっと曖昧になっている部分があるのは事実です。

ただ、その結果が今現状でこれだけ需要が増えて、受け入れが困難になっているということもございますので、今後また国の動向も見据えながら、私どももそのあたりの基準をどうしていくかということは、考えていかなければいけないかなと思いますが、直ちに縛りを厳しくするというのも、やはり学童に迷惑をかけるということもございますので、ここはまた私どもも学童保育所と協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 済みません。言っているのが、基準をつくってくださいとか費用の話と言っているわけではないのですよ。入所するに当たる基準があってもいいのではないのかなということが疑問に思っただけです。今の説明だと、保育園の縛りみたいなこと。そういう意味では僕は言ってないです。例えば、今のようなたとえがあるときに、なぜ入れないのかの理由が、喧嘩した。物すごく単純な話ですよ。ではそれを和解しなさいよっていう。ではなくて、例えば今言うように、両親が働いている、シングルであるとか、いろんなことを加味した中で選考してもらって、入れるような状況だったらいいのになということ。お金の話ではないです、はい。以上です。

○谷口副委員長 研究者としては、大変おもしろい議論で、おっしゃるとおりだなというふうに聞いていたのですけれど、今事務局のほうから説明があったように学童保育は、もう御存じかもしれませんが、多くのところが共同運営方式でやっているの、浅野委員からも説明があったように、共同運営方式というのは保護者も経営者、経営も担うということになるので、入る条件として、その経営を担うかどうかというところは、入るための、一つの契約ということになってくるので、子どもは預ける、お金は払う、けれどもうちは経営に関してはノータッチだよというような形が、果たして共同運営方式として、一人の経営者として、運営をする側としてふさわしい立場であるのかなというところが、ポイントになってくるのかなと思います。喧嘩とってしまえば、個別な事情はわかりませんが、運営を担うということは、保護者の大きな役割になってくるのかなというふうに考えます。

○加藤委員 運営体の形式は知っているのですよ。立ち上げた経緯というか、少しあるので、その保護者会でやっているケース、法人がやっているケース、いろいろケースはあります。その場合であっても、何かの基準がないと、判別するのが感情的な部分に

ならないようにしてほしいなというだけの話であって、どのような基準があるのかなというのがひっかかっただけです。はい。

○松岡委員長　　はい、わかりました。いずれにしても、親というか大人の事情で子どもに不利益が及ばないように、そういうケースがある場合は、市が話を聞くような窓口があるのか、私もわかりませんが、直接的に子どもが本当に大変な思いをしないようにということは、市もバックアップをしていかないといけないところかなと思いました。ありがとうございます。せっかくです、塩澤委員は学童もやっておられるのですよね。せっかくなので、これに関してでも関してでなくても、一言お願いします。

○塩澤委員　　ありがとうございます。塩澤です。今、修徳地区で私の母が民間、補助を受けないタイプで学童保育のようなことを、26年度の夏休みからやっております。それをお手伝いさせていただいているのですけれども、学童に預ける要件が、私もすごい気になっていろいろ調べたら、働いてないと預けられないよというのが何となく出てきたのですが、でも明確なのはなくて、その中で喧嘩したって話を私も聞きました。ある学童さんで、保護者運営のところなので、中で役員さんともめて、結局、会長というか、運営する人たちの保護者たちはそのまま強く残るのですが、喧嘩してやはり気まずくなってやめちゃったっていうような方がいたのを聞いて、ではどこへ行くのか、親が仕事をやめて家で見るのかみたいになって、結局その方は仕事をコントロールして、子どもを家で見るみたいなふうになっていったという話を聞いたのですが、保育園はいろいろ選べて、預かる場所も自分の家の近くではなくても、職場の近くだったりいろいろできるのですが、学童の場合は本当に選択肢が、その地区のそこしか行くところが選べないというのがあるので、要件に合わなければ入れない。5時までの学童では、お迎えが間に合わないのでも預けられません、仕事やめます、セーブしますっていうふうになっちゃっているんです。

私の学童でフォローしているところは、就業時間に合わせて最大8時まで預かりますというのをやっています。また、インフルエンザで今、学級閉鎖がすごいと思うのですが、聞く話によると、学級閉鎖で1週間休みです。今度は学級閉鎖が終わったぐらいに自分の子どもがインフルエンザになって1週間休みですっていうと、2週間学校に行けない。学童も学級閉鎖時は、学童は預かってくれないというのがあるそうなので、行けないのです。では、うちで預かりましょうという話で、ふだん来てない子が学級閉鎖時、その子は元気なので来ていました。習い事も行っちゃいけないって言われている

から、どこにも行けないと。2週間、お母さんが働きに行けないというような状況に対応できる場所が、学童にもできればしてほしいのですけれど、それがだめだった場合にあるのかなど。私の子どもが、今年、小1の壁と言われる小学校1年生になるので、いろいろと聞きたいところがあって、いい勉強になっています。学童じゃないところで市が何かフォローしているところとかがあるのであれば、逆に教えていただきたいなと思っています。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。何か市ありますか。いいですか。

○事務局（尾宮氏） 貴重な御意見ありがとうございます。今おっしゃられたような事例というのが、私たちも今聞かせていただいて、なるほどなと思うところもありますけれども、先ほど申しましたように、本当に今、転換期といえますか、学童保育の需要と、いわゆる国、市の対応がうまくかみ合っていないというのも確かにあるのかなというふうには考えております。いろんな条件、いろんなことでやはり困られている方がいらっしゃると思いますけども、正直、やはり現状では全ての方をオールマイティに助けるという形のことをできているわけではございませんので、このあたりは今の既存の学童と、またこれから私たちが行っていく施策の中でどのような対応があるか。例えば、学童もその地区だけではなくて、広域的な形の対応を、実際今していただいとる学童もありますが、そういった形のことできないか。ただ、そのためには送迎等の問題も出てきますので、そういったことの可能性についても、また研究しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。幾つか委員の御意見もありましたので、それも踏まえてということをお願いしたいと思います。あと御一人、どうですか。矢田委員。こども食堂、お寺おやつクラブということで、放課後の子どもたちの、そして貧困というワードの中で少し活動をなさっていると思いますが、何か一言意見を願います。

○矢田委員 はい、矢田でございます。私はお寺おやつクラブで貧困世帯の支援と、お寺こども食堂といって、子どもたちに食事を提供するという活動をしております。うちに来られるのは小さなお子さん一人、二人、三人連れた、子育ての本当に大変なお母さん方が見えます。大体1回100人ぐらいになるのですけれども、その中で特に、やはり1年生の壁です。今は保育園に預けている、または、今は手元に置いて育てているけれども、小学校に上がったときに、例えば今続けているお仕事を続けられるかどうか

という不安を抱えながら子育てをしておられる若いお母さんたちが、今桑名市にたくさんお見えになっているというのを肌で感じているような次第でございます。

きょうの議論、私も余り得意なところではなくて、聞かせていただきながら、そうなんだと思いながら聞かせていただいたのですけども、公的な支援または公助、共助の中で子どもの放課後の見守り、または子ども支援をしていく中で、では、先ほど民設民営とかですね、そういうものの可能性をどういうところに求めて見えるのか。行政として、その辺のところをもし御意見あったら、お聞かせいただきたいなと思っております。

○松岡委員長 はい。意見、あの、御意見ありがとうございます。事務局のほう、それに関して何かコメントありますか。

○事務局（尾宮氏） はい、ありがとうございます。学童の新設という形につきましては、先ほどもお話ししましたように、地域によっても差がありまして、今回例えば事業計画では九つの中学校ブロックに分けて報告をしておりますけれども、実際は小学校区においても、需要が高いところ、それから今もう十分余裕があるところが細かく分かれてきます。きょう現在で、市内には27学童がありますが、もう本当に近々に何かしら対応してかないと、下手すると30年度から、いわゆる放課後児童クラブの待機児童が出るような地区もないわけではございませんので、当然、公としてできることは何かということも考えておりますけれども、民設というのはやはり相手がいるものですから、やりたいと言っていただけの事業所さんはまあ広く言えばあるのです、売り込みと申しますか。ただ、誰でも彼でもどんどんやってくださいというものでもございませんので、私どもとしまして、必要な地区に必要な時期にそういう話があった場合に、きちっとやっていただけるのであれば、何かしら行政として連携をしていくことを考えながら、必要な地域については民設という形で開設することも検討していきたいというふうには考えております。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。矢田委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。たくさんの御意見をいただいて、皆さんの中でまだ少し気になっていることがあれば、最後にもう一回、御意見のある方ということでお聞きしたいのですが、今までの全てのところで、はい、塩澤委員。

○塩澤委員 子育てのライフラインというところで、一点ちょっと御報告なのですが、いろんな一時保育であったりとかショートステイとか子どもの出産、子育てをする中で、ライフラインを整えていただいていると思うのですが、桑名市は名古屋市

に比べると民間のそういうライフラインが少ないと私は思っています。四日市に産後ドゥーラという活動をされている方がいらっしゃいまして、お金を払って産後の家事であったり、子どものこと、世話、相談というのを請け負っていただくサービスをしている方がいらっしゃったのですが、その四日市の方が活動を休止されるということで、産後ドゥーラを使っていた方たちがそういうサービスが使えなくなったと、ライフラインがちょっと不安になっているということで情報をいただいたので、民間でもいいので、そういったもうちょっと自由のきくライフラインっていうのを少し把握していただいて、必要な方に届けていただくというのを、ちょっとしていただきたいなと思っているので、よろしくをお願いします。

○松岡委員長 事務局、いかがですか。御意見ありましたら。多分全く聞いたことなかったような話が出てきたなと思っているかなと思いました。全国の組織もあって、産後ドゥーラっていうのは、国はどこでしたっけね、アメリカですかね、オーストラリアですかね、そちらから導入した、産後のサポートをする専門の方々がおられてということで、そういうのをちょっと導入したものなのですが、これも含めて、担い手をどこへ持っていかってというのが。やはりキーワードというのは、多様なニーズにどう対応するかということだと思うのと、もう一点は、個人のニーズとそれから社会的にその家庭が持つニーズ。個人はニーズとして出してはいないのだけでも、社会的な支援から見て、ここにはこういうサービスも必要だしという、そういうニーズというものをどう捉えていくかということが、非常に重要なことかなというふうに意見を聞きながら思っていて、それにはやはり官と民が強みのところを生かしながら、そしてどう補完をしながら、なるべくたくさんのニーズに、できる限り答えてあげられるような地域づくりというのをしていく必要があるかなというふうに思います。またこれも、事務局のほうで少し勉強していただければということになるかなと思いました。塩澤委員、ありがとうございます。

さて、たくさんのご意見をいただいたのですが、計画の見直しについて、多少なりとも修正がかかる部分というのが、お話を聞きながら思っていたところではありますが、数値について何かこれは大幅な計画案の見直し、御意見というのはなかったかなと私は思っております。ただ、一点ですね、9ページのところの子育て短期支援事業、ショートステイですね。そこの確保方策のところではエスペランス桑名、それから四日市、里山学院、真盛学園、みどり自由学園、聖マツテヤ子供の家と、津の施設も入っていますよね。

○事務局（清水氏） そうですね、はい。

○松岡委員長 そこまで実質的に確保方策として活用できるものか、実際に可能性のある施設だけの名前に整備したほうがいいのかというところは、少し考えたほうがいいのかというふうに思いましたが、これ結論はここで出しますか。

○事務局（清水氏） 方向性としては先ほども申しましたとおり、まず桑名の市内が、エスペランス桑名だけでして、そこがいっぱいだと四日市の菜の花苑ですとか、エスペランス四日市ですとか、あと、津の河芸ですとか、遠ざかっていく中で、実際その施設を当たって、お願いすることもございますので、選択肢としては、やはり残していくべきかなと思っております。ただ、確保方策に入れてあっても実際、使わないところもあるかもわかりませんが、先ほどの最初の説明で申しましたとおり、三重県の市町は、こういったところにやはり問い合わせをして、三重県中からやはり集まってくるので、なかなか思うところがあいてないということがよくあります。ですので、確保方策にはやはり入れておくべきなのかなと、今現在では考えております。

○松岡委員長 わかりました。そのような形でよろしいですか、皆さんの中で。はい、ありがとうございます。

では、本日皆さんのたくさんの御意見をいただきながら、再度というのは今の点ぐらいかなというふうに思っております。今年度の会議というのが、今日で最後というふうになりますので、最終稿の確認について、ここで皆さんに御諮りしたいかなと思いますが、その最終稿については完成次第、私と谷口副委員長のほうに内容をいただいて確認するという形でやっていこうと思っておりますが、それについて御承認いただけますでしょうか。

よろしいですか。はい、ありがとうございます。では、満仲さん、そのようにさせていただくということでもよろしいですか。

○事務局（満仲氏） ありがとうございます。本日はたくさんの意見をいただきまして、ありがとうございます。先ほど委員長のほうから言っていただきましたように、また、最終案につきましては委員長、副委員長に確認をいただいた上で、事務局のほうでまとめまして、委員の皆様には、年度末をめどに完成版を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松岡委員長 はい。先ほど、委員の方にも承認いただきましたので、そうさせていただきます。では、事項書がまだ少し残っておりますので、最後の御時間はこれに使い

たいと思います。

議事ですが、会議次第の2の(2)小規模保育事業所の利用定員について、これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(荒川氏) 保育支援室の荒川でございます。資料の3をお願いいたします。第1回の子ども・子育て会議で以前挙げさせていただきました小規模保育事業所ですが、来年度から1カ所開設する予定になりました。

その利用定員については、子ども子育て会議等で意見をいただくこととなっておりますので、議事として挙げさせていただきました。

資料の3を見ていただきまして、名称は、くわなひまわり保育園の予定です。定員は、小規模保育事業所の上限である19人の予定です。桑名市では、先ほども申し上げましたが0から2歳児の低年齢のお子様の保育需要が延びておりますことから、定員の上限である19名を受け入れていただくことで、受け入れ確保の拡大につながり、保育を希望する方の選択肢も増えることになると考えております。設置者は社会福祉法人いなべ福祉会で、いなべ市で保育所の実績があるところになります。場所のほうは、桑名市藤が丘1丁目901番地となっております。事業開始は平成30年5月1日の予定です。

以上でございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございました。今の説明について何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。では、最後の会議次第3「その他」について、事務局、何かありますでしょうか。

○事務局(荒川氏) 保育支援室の荒川でございます。引き続き2点御報告をさせていただきますと思います。私立保育園の利用定員なのですが、実は、西川保育園、西川第二保育園が長島町内にあるのですが、この4月から西川保育園、及び第二保育園の設置者が、社会福祉法人愛育会から社会福祉法人アパティア福祉会に変わります。

保育園や認定こども園などは、施設の定員や年齢別の子ども数などをもとに、給付費として国・県・市及び利用者負担額から支払われますが、設置者は給付費を受けるために利用定員を定め、市に確認申請をいたします。今回新たに確認申請が出されました。定員はこれまでどおり各60人となります。

もう一点、先ほども小規模保育事業所のお話をさせていただいたのですが、第1回目の会議のときに、3カ所募集をさせていただきたいことをお伝えしたかと思っております。1カ所の決定になりましたので、第2部につきましても、2カ所をめどに小規模保育事業

所を公募してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。では、ここの2点について何か御質問ありますか。ないようでしたら、まだほかに何か事務局のほう、ありますか。

○事務局（中村氏） 子ども未来課の中村でございます。前回の会議の際にも御報告をさせていただいたのですけれども、12月16日にオープンいたしました「子育て支援センターにここ」の利用状況について御報告させていただきます。

12月の利用者は1,194名。うち、市外の利用者数が96名。1月の利用者は2,026名。うち、市外の利用者が290名ありました。

商業施設内の支援センターということで、土日は御家族で買い物に来て交代で買い物に出かけたり、お父さんと子どもさんが来られて、買い物を終えたお母さんと合流するなどの利用の仕方が、今よく見られています。また、日曜日は御家族そろって買い物をした後、4時ごろから少しだけ遊んで帰るといった利用もあります。利用者の方からは、「買い物のついでで寄りやすい」ですとか「受付が簡単になったのがいい」といった声をいただいています。

逆に、入り口が少しわかりにくいといった声も聞かれるので、今後、利用者の方へよりわかりやすい表示を工夫していきたいと思っております。

以上御報告です。

○事務局（畑中氏） もう一点だけ御報告なのですけれども、子ども未来課の畑中でございます。それでは、組織の変更ですが、それについて御報告させていただきます。

一部新聞等でも掲載されておりますが、平成30年4月から、現在、さまざまな部署で行っております子どもに関する業務を集約するために、新たに保健福祉部内に子ども局を発足させる予定で、現在進んでいるところでございます。具体的には、現在保険年金課等で行っております子ども医療費や一人親医療費などの医療給付事務を子ども局に移し、児童手当や児童扶養手当などの窓口の一元化を図っていきたいと考えております。また、相談分野につきましても、現在、健康推進課で所管しております保健センター、障害福祉課で所管しております療育センター等を、新たな子ども局で所管し、子どもの成長発達にかかわる部分を集約させて、より密に連携を図りながら、相談支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えています。

妊娠から出産にかかわること、その後の保育、小学生の学童保育、また、母子の医療

や手当、さらには相談等の発達支援も含めて包括的に取り組み、途切れのない支援体制を整えてまいりたいと考えております。子ども局の人数や場所等の詳細は決定しておりませんが、今後もさまざまな関係団体の皆様と連携を図りながら、子育て支援政策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年度においても、次期の計画も含めて3回の子育て会議を予定しておりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松岡委員長 はい、ありがとうございます。今までのところで、「にこにこ」の報告、それから来年度の組織についての報告ありましたが、何かありますか。

済みません1点だけ。「にこにこ」の利用者からか一つちょっと相談を受けたことがありましたので、ここで言っているのかあれなのですが、多様なニーズというところと、社会どころか、家族のありようが多様だということを踏まえて、ぜひお伝えしたいなと思っているところがありまして、お母さんと子どもさんが「にこにこ」を利用なさった方が、土曜日はお父さんと来てねと言われて、その家庭はシングルマザーなのですよね。だから、とって何か負担感を感じたっておっしゃられて、両親とも利用するところなのですかって思っちゃいましたみたいな話でした。我々も支援センターやっているのですが、非常にそこらへんは微妙だなんて思っている心にとめて対応しているところなので、全ての小さいお子さんをお持ちのお母さんが、必ずお父さんがいるということではないので、そういうことも踏まえて職員と何か話をする機会があったらぜひ、これは「にこにこ」さんだけのことではないかもしれませんが、お願いしたいなと思います。

済みません、余分なこと。ほか、何かありますか。よろしいですか。

では、本当に、皆さんの御協力のおかげで時間内に済むということになりそうです。本当に長時間ありがとうございました。先ほども申しましたが、たくさんの民間からの要請とか関係なくして、子どもたちの本当に健全な育ちを、どう社会が保証していくかという、ますますこの時代、我々に問われていくところだなというふうに思っています。

それから、時代とともに変わるところと変わらないところを、社会がもっと大がかりに子どもたちにも向き合っていけるのかな、なんてことを感じて、ここで司会をさせていただきました。ありがとうございました。では、事務局のほうに渡します。

○事務局（満仲氏） それでは、1点連絡事項でございます。次回、次年度の会議の開催につきましては、新年度に入ってから、改めて委員の皆様にご案内させていただく

予定ですので、その点御了承いただきますよう、よろしくお願いたします。連絡事項は以上です。

○松岡委員長 長時間にわたり、ありがとうございました。